

佐賀県教育委員会訓令甲第 1 号

教 育 庁
教育機関（学校を除く。）

佐賀県教育庁職員等記章に関する規程（昭和 33 年佐賀県教育委員会訓令甲第 2 号）は、廃止する。

平成 26 年 3 月 25 日

佐賀県教育委員会委員長 牟 田 清 敬

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。